

# 社会福祉法人古江福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人古江福祉会（以下「この法人」という。）の役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (役員等の報酬の総額)

第3条 役員に対して、各年度の総額が250,000円を超えない範囲で報酬を支給することができる。

2 評議員に対して、各年度の総額が150,000円を超えない範囲で報酬を支給することができる。

## (理事会及び評議員会の報酬等)

第4条 役員が理事会に出席したときは、定款の定めに基づき、別表1に定める報酬及び費用弁償費を支給することができる。なお、役員が理事会に出席し、同日に開催された評議員会に出席したときは、本条次項の報酬及び費用弁償費は支給しない。

- 2 評議員及び役員が評議員会に出席したときは、定款の定めに基づき、別表1に定める報酬及び費用弁償費を支給することができる。
- 3 旅費は、この法人の役員等旅費規程第3条を準用し、支給するものとする。
- 4 職務遂行にあたり、旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給するものとする。

## (理事の報酬等)

第5条 理事が、法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、定款の規定に基づき、別表2に定める報酬及び費用弁償費を支給することができる。

- 2 旅費は、この法人の役員等旅費規程第3条を準用し、支給するものとする。
- 3 職務遂行にあたり、旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給するものとする。
- 4 同日にあわせて理事会及び評議員会に出席した場合は、本条の報酬及び費用弁償費は支給しない。

## (評議員の報酬等)

第6条 評議員が、法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、定款の規定に基づき、別表2に定める報酬及び費用弁償費を支給することができる。

- 2 旅費は、この法人の役員等旅費規程第3条を準用し、支給するものとする。
- 3 職務遂行にあたり、旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給するものとする。
- 4 同日にあわせて評議員会に出席した場合は、本条の報酬及び費用弁償費は支給しない。

## (監事の報酬等)

第7条 監事が、行政指導監査の立会並びに法人及び施設の運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、定款の規定に基づき、別表2に定める報酬及び費用弁償費を支給することができる。

- 2 旅費は、この法人の役員等旅費規程第3条を準用し、支給するものとする。

- 3 職務遂行にあたり、旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給するものとする。
- 4 同日があわせて理事会及び評議員会に出席したときは、本条の報酬及び費用弁償費は支給しない。

(報酬等の支給及び方法)

- 第8条 役員等の報酬及び費用弁償費については、その全額を通貨で直接支給するものとする。  
ただし、法令に基づき、控除すべき金額がある場合には、報酬から控除して支給するものとする。
- 2 役員等の報酬及び費用弁償費は、理事会及び評議員会の出席の都度又は業務にあたった都度支給するものとする。

(出張旅費)

- 第9条 役員等が、法人業務等のため出張する場合は、別表3に定める報酬及び旅費等を支給することができる。
- 2 旅費については、この法人の役員等旅費規程第2条を準用し、支給するものとする。
  - 3 職務遂行に必要な経費については、実費を支給するものとする。

(退職慰労金)

- 第10条 役員等に対して退職慰労金は支給しない。

(適用除外)

- 第11条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改廃)

- 第12条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年 6月19日から施行する。

【別表1】

名 称	報 酬 額
理事会出席報酬（日額）	5, 000 円
評議員会出席報酬（日額）	5, 000 円

【別表2】

名 称	報 酉 額
理事業務報酬（日額）	5, 000 円
評議員業務報酬（日額）	5, 000 円
監事業務報酬（日額）	5, 000 円

【別表3】

名 称	報 酉 額
理事出張報酬（日額）	5, 000 円
評議員出張報酬（日額）	5, 000 円
監事出張報酬（日額）	5, 000 円